

政令第 号

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の施行期日は、平成十九年八月六日とする。

理由

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。